

みやま市養育費保証支援事業

ひとり親家庭にとって、養育費は、子どもの健やかな成長のために大変重要なものです。ひとり親家庭の方が、養育費を確実に受け取れるための支援として、保証会社との養育費保証契約に係る本人負担費用（保証料）を助成します。

■対象者

みやま市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、令和5年4月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結し、次の要件をすべて満たす方

- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること。
- ・養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること。
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。
- ・過去にこの補助金の支給を受けたことがないこと。

■対象となる経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

■補助額

補助対象経費として現に負担した額と5万円を比較して少ない方の額

■申請方法・申請期日

養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に、必要書類をそろえて、子ども子育て課にお申し込みください。（裏面参照）

※ 対象となるご本人が申請してください。

■手続きの流れ

補助金交付申請

↓ 必要書類を持参のうえ、子ども子育て課に補助金の交付を申請してください。

交付決定

↓ 申請書類を審査し、補助金交付（不交付）決定書を送付します。

補助金請求

↓ 交付決定を受けた方は、請求書に必要事項を記入し、子ども子育て課に提出してください。

支給

ご指定の口座に、補助金を振り込みます。

■必要書類

<交付申請のとき>

(1) 補助金交付申請書

(2) 申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票の写し（交付から1か月以内）

児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証をお持ちの方は、それに代えることができます。

(3) 対象経費の領収書等

領収書には、①宛先②領収年月日③領収金額④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要です。

ただし、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては、②③のみで可能です。※クレジット会社を介して支払を行った場合は、クレジット契約証明書

(4) 養育費の取り決めに交わした文書

確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。

※公正証書の場合、「強制執行されても構いません」という趣旨の記載が必要です。

(5) 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間は1年以上のものに限る）

(6) その他、市長が必要と認めるもの

※必要に応じてお願いすることがあります。

<支給のとき>

(1) 請求書

(2) 振込先の分かるもの（預金通帳又はキャッシュカードの写しなど）

☆お問い合わせ先☆

みやま市子ども子育て課子ども子育て係

[所在地]みやま市瀬高町小川5番地

[電話]0944-64-1535